学校における持続可能な保健管理の在り方
に関する調査検討会（第1回）R7.5.19
資　料　2

文部科学省

学校における
持続可能な保健管理の検討について

令和７年５月19日

文部科学省 初等中等教育局 健康教育･食育課

目次

１．現状
（１）「保健管理」について
（２）児童生徒を取り巻く現状
（３）学校における健康診断について
（４）養護教諭の職務について
（５）学校医、学校歯科医、学校薬剤師について
２．現状等を踏まえた課題及び論点
３．議論の進め方について（案）

目次

１．現状
（１）「保健管理」について
（２）児童生徒を取り巻く現状
（３）学校における健康診断について
（４）養護教諭の職務について
（５）学校医、学校歯科医、学校薬剤師について
２．現状等を踏まえた課題及び論点
３．議論の進め方について（案）

1．現状（１）「保健管理」について

● 学校保健は、子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育と、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、養護教諭・学級担任・学校医等が行う健康相談及び保健指導、健康診断、健康観察等の保健管理から構成される。

● 学校保健安全法では、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定められている。

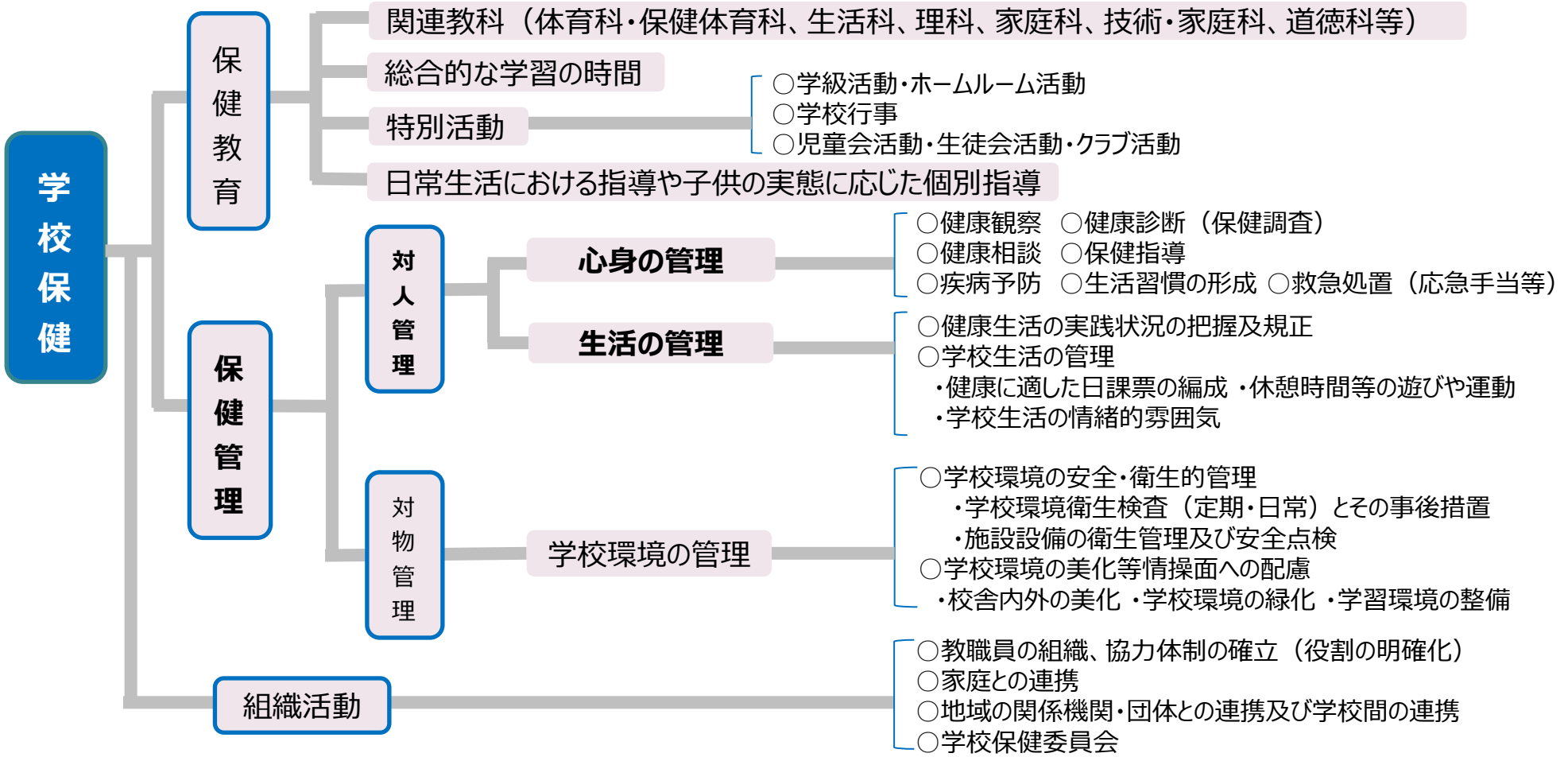

1．現状（２）児童生徒を取り巻く現状

- 肥満・痩身、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、児童生徒は多様な課題を抱え、心身の不調の背景には、いじめ、児童虐待、貧困などの問題が関わっていることもあり、児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化しており、個に応じた継続的な指導・支援の充実が求められている。
- 学校においては、他の教諭等とは異なる専門性を有する養護教諭を中心に、それらの子供たちの健康課題に対する個別的な対応を行っている。

健康課題の概況

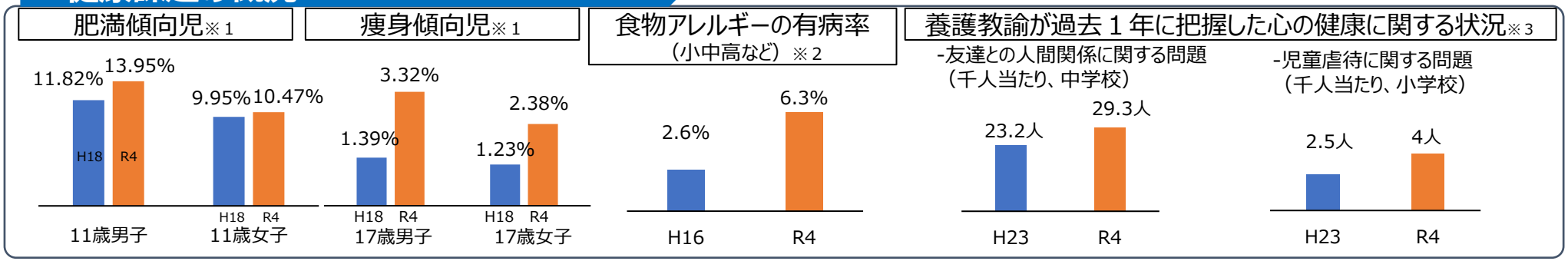

学校保健に関する職務をとりまく環境の変化

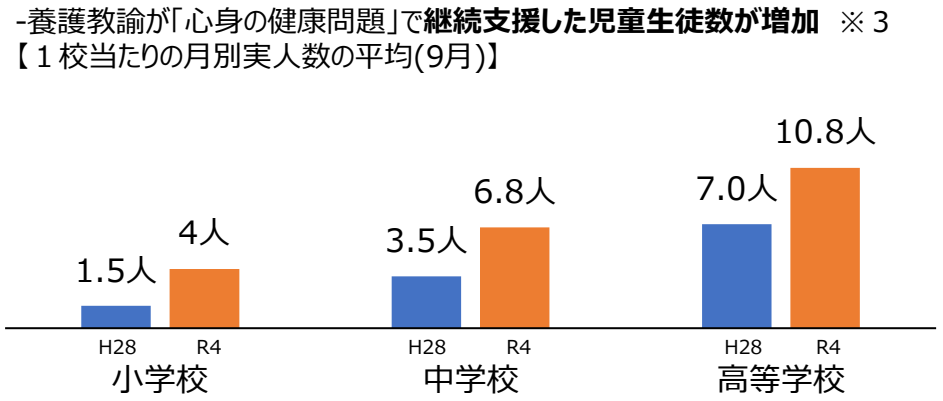

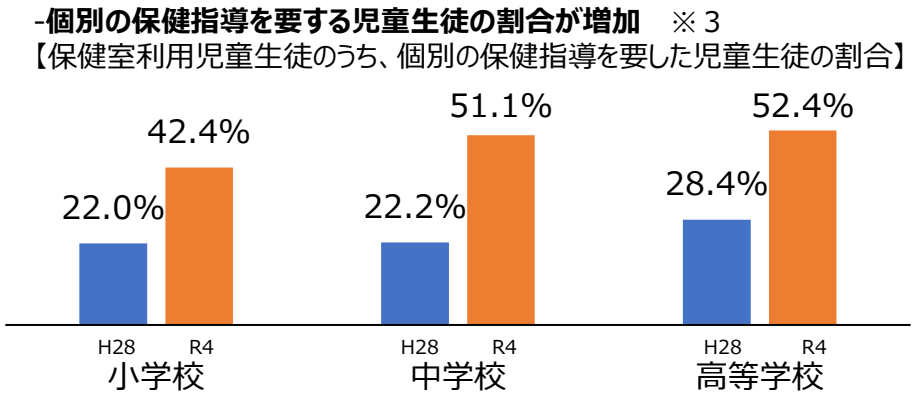

【出典】　※１　学校保健統計調査（平成18年度、令和４年度）（ただし、Ｒ４年度については、例年と調査時期が異なるため、単純な比較はできないことに留意）
※２　令和４年度アレルギー疾患に関する調査報告書（公益財団法人日本学校保健会）
※３　保健室利用状況に関する調査報告書（平成23年度、平成28年度、令和４年度）（公益財団法人日本学校保健会）

1．現状（３）学校における健康診断について

● 学校保健安全法に規定される健康診断は、①就学時の健康診断、②児童生徒等の健康診断、③職員の健康診断が挙げられ、このうち②児童生徒等の健康診断については、学校における保健管理の中核に位置する。

● ②児童生徒等の健康診断については、学校保健安全法において「毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」と規定されており、省令において、実施時期、検査の項目、対象学年、方法及び技術的基準等が定められている。

児童生徒等の健康診断

●実施主体：学校
●対象：児童生徒等
●実施時期：毎学年、**６月30日まで**。また、必要があるとき、臨時に、必要な検査の項目について行う。
●目的：
・家庭における健康観察を踏まえて、**学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握**する。
・**学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。**
●項目：
一　身長及び体重
二　栄養状態
三　脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
四　視力及び聴力
五　眼の疾病及び異常の有無
六　耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
七　歯及び口腔の疾病及び異常の有無
八　結核の有無
九　心臓の疾病及び異常の有無
十　尿
十一　その他の疾病及び異常の有無

定期健康診断の検査項目及び実施学年

平成28年4月1日現在

項目	検診・検査方法		幼稚園	小学校 1年	小学校 2年	小学校 3年	小学校 4年	小学校 5年	小学校 6年	中学校 1年	中学校 2年	中学校 3年	高等学校 1年	高等学校 2年	高等学校 3年	大学
保健調査	アンケート		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
身長			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
体重			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱・胸郭四肢骨・関節			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
視力	視力表 裸眼の者	裸眼視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
	視力表 眼鏡等をしている者	矯正視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オージオメータ		◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△
眼の疾病及び異常			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
耳鼻咽喉頭疾患			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
皮膚疾患			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯及び口腔の疾患及び異常			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
結核	問診・学校医による診察			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	エックス線撮影												◎			◎ 1学年（入学時）
	エックス線撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査等			○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診												○			○
心臓の疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△
尿	試験紙法	蛋白等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		糖	△													△
その他の疾病及び異常	臨床医学的検査 その他の検査		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

（注）◎　ほぼ全員に実施されるもの
○　必要時または必要者に実施されるもの
△　検査項目から除くことができるもの

出典：児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂（公益財団法人日本学校保健会発行）

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）（抄）

（児童生徒等の健康診断）

第十三条　学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

２　学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条　学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（中略）

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十七条　健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

２　第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

３　前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項 に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（以下略）

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

第二節　児童生徒等の健康診断

（時期）

第五条　法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2　第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第六条第三項第四号に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

（検査の項目）

第六条　法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一　身長及び体重
二　栄養状態
三　脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
四　視力及び聴力
五　眼の疾病及び異常の有無
六　耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
七　歯及び口腔の疾病及び異常の有無
八　結核の有無
九　心臓の疾病及び異常の有無
十　尿
十一　その他の疾病及び異常の有無

2　前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

3　第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。

一　小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年
二　中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年
三　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）及び高等専門学校の第一学年
四　大学の第一学年

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（検査の項目）

第六条（続き）

4　第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、大学においては第三号、第四号、第七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

（方法及び技術的基準）

第七条　法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。

2　前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3　前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。

4　前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

5　前条第一項第八号の結核の有無は、問診、胸部エツクス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によつて検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一　前条第三項第一号又は第二号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。

二　前条第三項第三号又は第四号に該当する者（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）に対しては、胸部エツクス線検査を行うものとする。

三　第一号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であつて、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、胸部エツクス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。

四　第二号の胸部エツクス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エツクス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

6　前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一条において同じ。）の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（方法及び技術的基準）

第七条（続き）

7　前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。

8　身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エツクス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

（健康診断票）

第八条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2　校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

3　校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4　児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

（事後措置）

第九条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

一　疾病の予防処置を行うこと。
二　必要な医療を受けるよう指示すること。
三　必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
四　療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
五　特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
六　学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
七　修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
八　机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
九　その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2　前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（臨時の健康診断）

第十条　法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

一　感染症又は食中毒の発生したとき。

二　風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。

三　夏季における休業日の直前又は直後

四　結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。

五　卒業のとき。

（保健調査）

第十一条　法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たつては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

（中略）

（学校医の職務執行の準則）

第二十二条　学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

五　法第十三条の健康診断に従事すること。

六～十　（略）

2　（略）

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三条　学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

（以下略）

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（令和６年９月18日事務連絡）

- 健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡等の趣旨が徹底されていないと思われる事案が生じたことから、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項として取りまとめ、令和６年９月に事務連絡を発出した。
- また、日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

1. 健康診断の時期及び学校医の確保について

- 健康診断の実施時期は、学校医の日程の確保が困難になるなど実施体制が整わないといった特別な場合を除き、毎学年、６月30日までに行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第６条第１項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和６年１月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。

4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和３年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。

6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むこととされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年12月13日付け）に示しているとおり、学校や学校医のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。

学校健康診断実施上の留意点

学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく２つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第６条）

１～10 の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

1	身長及び体重	2	栄養状態
3	脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4	視力及び聴力
5	眼の疾病及び異常の有無	6	耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
7	歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8	結核の有無
9	心臓の疾病及び異常の有無	10	尿
11	その他の疾病及び異常の有無		

《項目の追加》

上記 1～10 以外に**「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。**

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂（日本学校保健会）
https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187

学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
  ・健康診断の判断基準や留意事項　・事後措置の進め方　・未受診者への対応　等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
  その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和６年１月 22 日　５初健食第 13 号）

- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和６年９月　日本医師会・文部科学省

「学校健康診断実施上の留意点」URL：https://www.mext.go.jp/content/20240917-mxt_kenshoku-100000617_01.pdf

● 児童生徒等の健康診断は、毎学年６月30日までに行うこととされているが、「疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」とされており、各学校においては、健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対して、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。

● 児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、限られた日時で効率的に行うことが求められることから、学校や学校医等の負担軽減の取組が行われているところもある。

＜健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する教育委員会の取組例＞

保護者への周知	✓ 欠席者にお便りを配布し、健康診断の受診を促す
学校医等の協力・医師会等との連携	✓ 実施日が複数ある場合は、学校で別日に受診 ✓ 医師会と協議し、学校医の医療機関で実施 ✓ 歯科医師会と協議し、かかりつけ医で実施
別会場での実施	✓ 近隣校での実施 ✓ 胸部レントゲン撮影、心臓検診の実施時期を個別対応 ✓ 胸部レントゲン撮影のみ、別の学校で受診 ✓ 身長、体重、視力、聴力は保健室で随時実施 ✓ 身長、体重測定を地域の保健センターで実施

＜学校や学校医等の負担軽減に関する教育委員会の取組例＞

人員の確保	✓ 健康診断実施時における記録や補助を行う者の配置、費用負担 ✓ 学校医や学校歯科医に帯同する看護師や歯科衛生士の出務費の予算化 ✓ 学校医のほかに、健康診断に従事する医師の確保
外部委託	✓ 検査器具の滅菌の外部委託

養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
	保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
	保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）

出典：養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）（５初健食第５号、令和５年７月５日）別添２ 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例 別表第一

令和４年度教員勤務実態調査集計結果（確定値）概要（抄）

10・11月の集計結果

● 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日共に、全ての職種において在校等時間が減少。

職種別 教師の１日当たりの在校等時間 （時間：分）

平日	小学校			中学校			高等学校（参考値）
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	−0:14	10:37	10:09	−0:28	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	−0:27	12:06	11:42	−0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	−0:30	11:32	11:01	−0:31	10:06
講師	10:54	10:18	−0:36	11:16	10:27	−0:49	9:53
養護教諭	10:07	9:53	−0:14	10:18	9:53	−0:25	9:19

土日	小学校			中学校			高等学校（参考値）
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	−0:40	1:59	1:07	−0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	−0:50	2:06	1:16	−0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	−0:31	3:22	2:18	−1:04	2:14
講師	0:57	0:20	−0:37	3:10	1:53	−1:17	2:10
養護教諭	0:46	0:22	−0:24	1:10	0:29	−0:41	0:34

※「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む。 ※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

● 養護教諭等の業務支援に関する取組は、全ての学校種で「校内の他教職員との業務分担・連携」の割合が高く、次いで、小学校・中学校は「スクール・サポート・スタッフ、保健事務補助職員等による補助」、高等学校は「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携」であった。

● 例えば、「校内の他教職員との業務分担・連携」について、自由記述の回答結果によれば、健康診断等の実施に当たり、全教職員が業務を分担する等、養護教諭一人に負担がかからないよう配慮されていた。

養護教諭・養護助教諭の業務支援に関する取組（自由記述類型化）

	小学校(n=332)	中学校(n=338)	高等学校(n=176)
校内の他教職員との業務分担・連携	248(74.7%)	256(75.7%)	123(69.9%)
スクール・サポート・スタッフ、保健事務補助員等による補助	49(14.8%)	32(9.5%)	9(5.1%)
ICTの活用	28(8.4%)	23(6.8%)	6(3.4%)
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携	13(3.9%)	25(7.4%)	16(9.1%)
養護教諭の複数配置や、指導教員による補佐	10(3.0%)	10(3.0%)	6(3.4%)
学校医との協力体制	9(2.7%)	8(2.4%)	7(4.0%)
外部講師を招いた保健教育	6(1.8%)	6(1.8%)	1(0.6%)
近隣学校の養護教諭との協力体制	5(1.5%)	11(3.3%)	1(0.6%)
自治体・教育委員会による補佐の活用	4(1.2%)	6(1.8%)	2(1.1%)
その他	15(4.5%)	18(5.3%)	7(4.0%)
特に無し・体制づくりが出来ていない	4(1.2%)	8(2.4%)	11(6.3%)
無回答	46(13.9%)	39(11.5%)	23(13.1%)

出典：養護教諭の業務の在り方に関する調査研究結果（概要）（令和７年３月　文部科学省）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）

～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～【概要】（抜粋）

令和６年８月 中央教育審議会

第１章　我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

１．我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベル**の結果

これらは、**教師の献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
  （例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等）

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**　：「主体的・対話的で深い学び」　「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実

新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を向上し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

２．学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢不登校　➢いじめ重大事態　➢特別支援教育　➢児童虐待　➢外国人児童生徒　➢子供の貧困　➢ヤングケアラー　➢家庭・地域の状況も大きく変化　など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

３．我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の成果

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「３分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフ**の配置拡充　など

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加　など

<教師の時間外在校等時間の推移>
（教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり）

（平成28年度）		（令和４年度）	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足**も憂慮すべき状況
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**

教師を取り巻く環境の**抜本的な改革が必要**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1．学校における働き方改革の一層の推進

（１）教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第８条関係】

・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

（２）学校における実施の確保のための措置

・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５関係】

2．組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。
【学校教育法第27条、第37条関係】

3．教員の処遇の改善

（１）高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の４％から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第３条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

（２）職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第３条、第５条関係】

施行期日

１及び２については、令和８（2026）年４月１日
３については、令和８（2026）年１月１日 【附則第１条関係】

1．現状（５）学校医、学校歯科医、学校薬剤師について

● 学校保健安全法において、「学校には、学校医を置くものとする。」とされ、また「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。」されている。

● 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行については、学校保健安全法施行規則において準則として定められている。

学校医の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第22条）

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
三　法第八条の健康相談に従事すること。
四　法第九条の保健指導に従事すること。
五　法第十三条の健康診断に従事すること。
六　法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
七　法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
八　校長の求めにより、救急処置に従事すること。
九　市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
十　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校歯科医の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第23条）

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二　法第八条の健康相談に従事すること。
三　法第九条の保健指導に従事すること。
四　法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
五　法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
六　市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
七　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校薬剤師の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第24条）

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二　第一条の環境衛生検査に従事すること。
三　学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
四　法第八条の健康相談に従事すること。
五　法第九条の保健指導に従事すること。
六　学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
七　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

● 全国における１校当たりの学校医数は、開設主体全体で小学校が2.81人、中学校が2.77人、高等学校が2.52人となっている。そのうち公立学校については、小学校が2.82人、中学校が2.86人、高等学校が2.82人であるものの、都道府県別に見るとばらつきが大きい状況である。

注：学校医は、内科や小児科の医師だけではなく、健康診断等を担当する眼科や耳鼻咽喉科等の医師を含め複数人体制となっていることが一般的である。
また、１人の医師が複数の学校医を兼務している場合もある。

全国における学校数及び学校医等の数（開設主体全体・うち公立）

※図表は、令和６年度学校基本調査の結果を基に当課で作成

	全体				うち公立			
	学校数	**学校医数**（１校当たり）	学校歯科医数	学校薬剤師数	学校数	**学校医数**（１校当たり）	学校歯科医数	学校薬剤師数
小学校	18,822	52,841（**2.81**）	22,958	18,581	18,506	52,123（**2.82**）	22,619	18,294
中学校	9,882	27,338（**2.77**）	12,062	9,569	9,033	25,820（**2.86**）	11,254	8,901
高等学校	4,774	12,044（**2.52**）	5,684	4,606	3,438	9,707（**2.82**）	4,279	3,510

※本調査による学校医等の数は、延べ人数となっているため、１人の医師等が２校兼務している場合は２名として計上されている。

公立学校における１校当たりの学校医数（都道府県別）

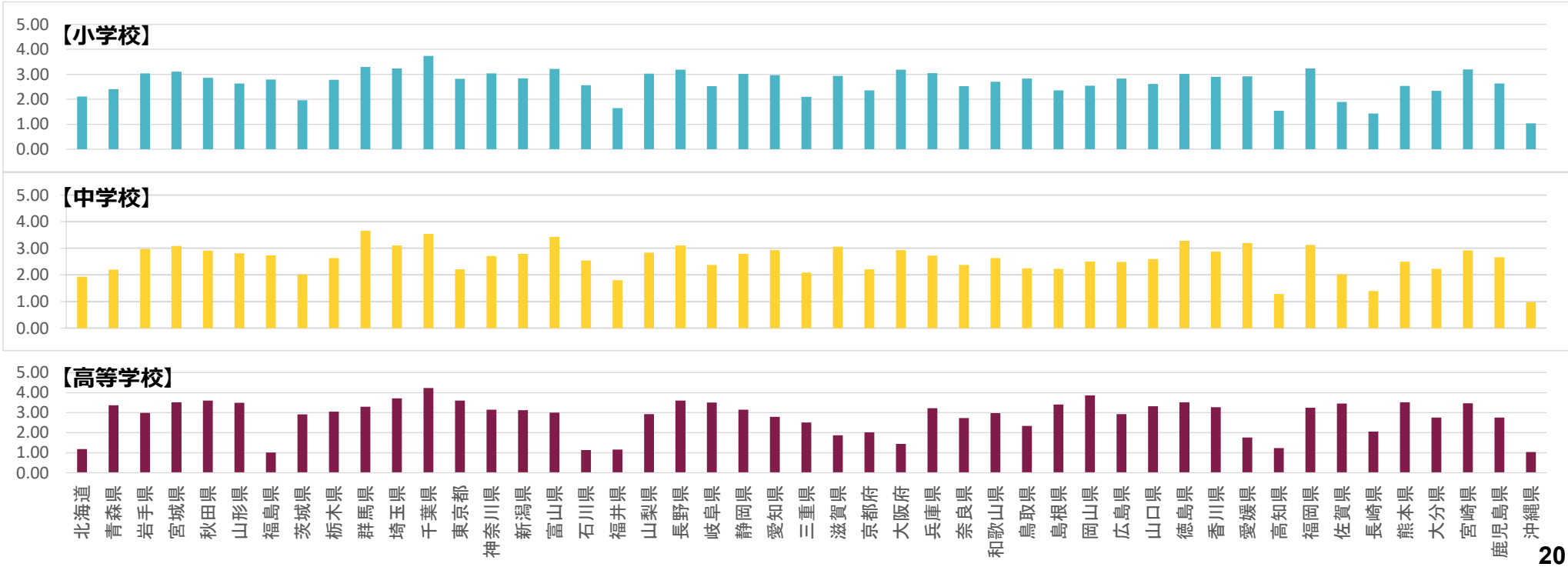

学校医の確保に関する事例について

厚生労働省 第16回第８次医療計画等に関する検討会
令和４年10月26日
参考資料１から抜粋

○　A市では学校医のうち60代以上は57%、70代以上は23%となっている。学校医の兼務状況として、内科は10%であるが、眼科は84%、耳鼻咽喉科は100%となっている。
○　B市では殆どの学校医が兼務を行っていることに加え、市内の眼科・耳鼻咽喉科の医師が少なく、学校医を募集しても応募者がいないこともある等、学校医の確保が困難な状況。

A市における状況

・人口は約４０万程度、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校は147校園。

＜学校医の年齢分布＞

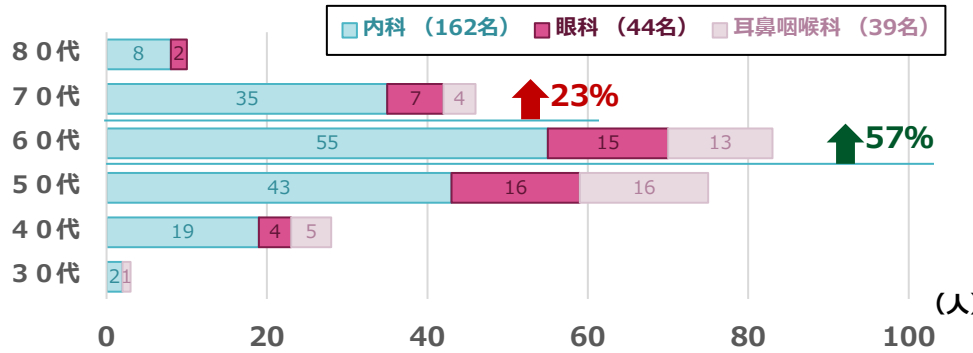

＜学校医の兼務状況＞

※７校園兼務の眼科の２名の医師は70代、80代

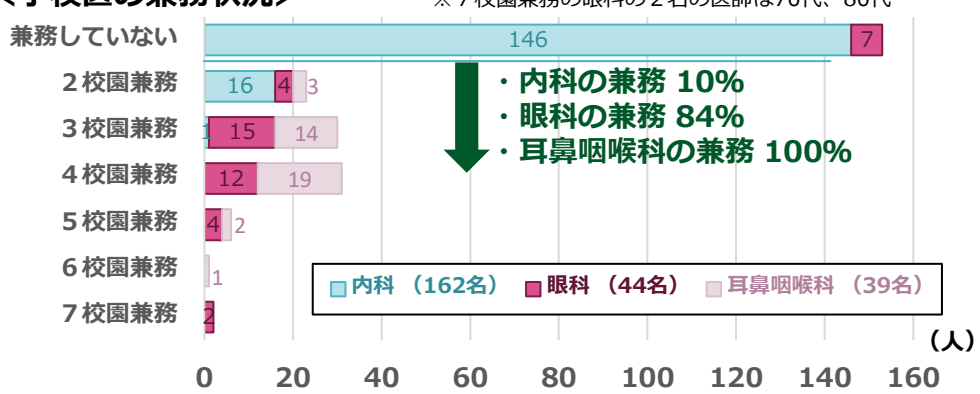

B市における状況

・人口は約４万人。市内の幼稚園、小学校、中学校の18校園

※B市内の専門医は、眼科２名、耳鼻咽喉２名（耳鼻咽喉科の医師のうち１名は体調不良で業務が困難な状況。）

＜学校医の配置状況等＞

内科：14名の内科の医師が学校医として従事。うち12名が2~3校園兼務し、各学校種に２名ずつ従事（ただし、１園のみ１名）。
眼科：４名の眼科の医師が学校医として従事。（うち市内の医師２名、隣の市の医師２名）
耳鼻咽喉科：３名の耳鼻咽喉科の医師が学校医として従事。（うち市内の医師１名、隣の市の医師２名）

・過去の学校医の確保に向けた対応として、地域の医師会に依頼し学校医を募集したが応募者が不在のため、教育委員会から、市内の病院に対して、学校医への就任を依頼。
・また、眼科や耳鼻咽喉科等の専門領域の医師の確保が困難である場合には、専門医以外の総合的な診療を行う医師にも対応を依頼している。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン ～第８次（前期）～

（令和５年３月、厚生労働省）（抄）

５ 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

５－２ 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項

○ 今後、全ての二次医療圏で必要な外来医療提供体制が確保されるよう、新規開業希望者の自主的な行動変容が求められる。特に、既に診療所医師数が一定程度充足していると考えられる外来医師多数区域での新規開業については、新規開業希望者に対して当該地域の外来医師の偏在の状況を十分に踏まえた判断を促す必要がある。

○ そのため、**外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求める**こととする。新規開業者に対し求める事項については、外来医療計画に明示的に盛り込むこととする。

（以下略）

５－３ 現時点で不足している外来医療機能に関する検討

（中略）

○ **検討すべき外来医療機能として、**例えば、夜間や休日等における地域の初期救急医療（主に救急車等によらず自力で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来医療）の提供状況（在宅当番医制度への病院・診療所の参加状況、夜間休日急患センターの設置状況）、在宅医療の提供状況、**産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況等が考えられる**が、外来医療機能の協議の場における地域の医療関係者等の意見を適切に集約するとともに、把握可能なデータを可能な限り用いて定量的な議論を行うよう努めること。具体的には、以下のような事項について議論を行うことが想定される。

（中略）

ウ 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

○ 都道府県は、地域医療を支える観点から、公衆衛生に係る医療提供体制の現状を把握すること。その際、郡市区医師会等が重要な役割を担っている場合が多いことから、綿密な連携を図ること。

（以下略）

目次

１．現状
（１）「保健管理」について
（２）児童生徒を取り巻く現状
（３）学校における健康診断について
（４）養護教諭の職務について
（５）学校医、学校歯科医、学校薬剤師について
２．現状等を踏まえた課題及び論点
３．議論の進め方について（案）

現状等を踏まえた課題及び論点

- 肥満・痩身、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化している。
- こうしたことから、個に応じた継続的な指導・支援の充実が求められている。
- 児童生徒等の健康診断の実施内容や実施方法について、現代的な健康課題への対応のほか、
  - 児童生徒等のプライバシーや心情への配慮
  - 健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する健康診断を受ける機会の確保

  等が求められている。
- 養護教諭も含め、中央教育審議会の答申や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正案等を踏まえ、学校における働き方改革の一層の推進が求められている状況である。
- 医療資源にかかる課題等により学校医等の確保が困難となっている地域がある。

現状等を踏まえ、主な課題として以下の３点が挙げられる。

- 学校における健康診断について、児童生徒等の健康課題の変化、プライバシーへの配慮、学校医等の確保が困難にある状況、学校における働き方改革等を踏まえた実施項目や実施方法
- 学校における働き方改革が求められている中における、保健管理の実施にかかる教職員の負担軽減
- 学校医等の確保が困難にある状況等も踏まえた、学校における持続可能な保健管理の確保

目次

１．現状
（１）「保健管理」について
（２）児童生徒を取り巻く現状
（３）学校における健康診断について
（４）養護教諭の職務について
（５）学校医、学校歯科医、学校薬剤師について
２．現状等を踏まえた課題及び論点
３．議論の進め方について（案）

議論の進め方について（案）

検討事項

- 課題を踏まえ、主に以下の３点について検討してはどうか。
  （１）①学校における健康診断の今日的意義の再確認、②児童生徒等の健康課題の変化、学校医等の確保が困難にある状況、学校における働き方改革等を踏まえた実施項目・実施方法、③児童生徒等のプライバシーへの配慮等適切な実施方法などの健康診断の実施の在り方
  （２）養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減
  （３）その他関連する事項について
- 検討に当たっては、医療関係団体、学校の設置者等の関係者、教職員、保護者等を参考人として適宜招致し、様々な観点からヒアリングを実施することとしてはどうか。
- ヒアリングの実施に当たっては、着眼点を予め設定してはどうか。

今後の予定

- 委員による意見表明、参考人からのヒアリング等（第２回以降）
- 公益財団法人日本学校保健会が行う調査の結果報告（令和８年春頃）
- ヒアリング終了後、今後の持続可能な保健管理の在り方の検討

ヒアリングの実施に当たっての着眼点（案）

ヒアリングの主な観点

- 健康診断の項目について、実施する意義、実施方法、実施時期
- 養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減　等

着眼点

- 健康診断の項目については、「今後の健康診断の在り方等に関する意見（平成25年12月、今後の健康診断の在り方等に関する検討会）」の内容等も参考にしつつ、以下の５点としてはどうか。

① 対象とする健康診断の項目：検討する健康診断の項目（以下、「検査」という。）の実施によって判明する健康に関連する事象（以下、「健康事象」という。）とは何か。
② 増悪等の影響：検査の実施によって判明する健康事象は、学校において把握する必要があるのか、また、学校生活を送ることで増悪したり、支障をきたすのか。
③ 検査の実施方法等：検査の対象集団や方法等が確立されたものであり、また、準備等において教職員の負担が小さいもの（又は現行の実施方法よりも負担軽減につながるもの）であるか。
④ 検査の実施時期：６月30日までに行わなければならない事由はあるか。
⑤ 事後措置：検査の実施によって判明する健康事象を有する児童生徒等に対して、学校において配慮すべきことは何か、また、その配慮等は学校において対応可能か。さらに、事後措置として受診勧奨とする場合において、専門医療機関への受診等について地域にかかわらず支障はないか。

- 養護教諭や学校医等の学校における保健管理を担う者の負担軽減については、以下の３点としてはどうか。

① 現状において、学校における保健管理の実施に当たり、どのような点において負担となっているか。
② 負担となっている点への取組について、好事例や先行事例はあるか。
③ 好事例や先行事例がある場合、全国的な実施は可能か。

【参考】今後の健康診断の在り方等に関する意見（平成25年12月）（抄）

学校における健康診断の目的・役割

● 学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領においては、特別活動の中で健康安全・体育的行事として位置付けられており、教育活動として実施されるという一面も持っている。それらのことを踏まえると、**学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという、大きく二つの役割**がある。このことについて、学校関係者や保護者の間で、共通の認識を持つことが重要である。

● 一般に、疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。特に、**学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的**となる。そのような観点からは、**学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当**である。なお、子供の健康課題は、発達段階に応じて異なる側面を持つため、その点についても留意する必要がある。また、特別な支援を要する子供たちが、適切に健康診断を受診できるように工夫していくことも、今後の大きな課題である。